

議案第102号

山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

第1条 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成20年山陽小野田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第102号参考資料

山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議員には、職員給与条例の適用を受ける職員の例により、期末手当を支給する。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議員には、職員給与条例の適用を受ける職員の例により、期末手当を支給する。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」とする。</p>

山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議員には、職員給与条例の適用を受ける職員の例により、期末手当を支給する。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議員には、職員給与条例の適用を受ける職員の例により、期末手当を支給する。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」とする。</p>